



北九州市営住宅【常時募集】案内書

北九州市では、定期募集において募集戸数に対して応募者の少ない市内6団地を選定し、入居申し込みを常時受け付けて、先着順で入居あつ旋する「常時募集」を試験的にモデル実施します。

北九州市・北九州市住宅供給公社

【入居手続きについて】

1. 連帯保証人
入居手続きには、連帯保証人1名を設定していただきます。連帯保証人は、北九州市内に住所を有し、入居後の住宅使用料ほか債務に対して保証できる確実な所得があることを条件とします。連帯保証人と名義人との続柄は問いませんが、同居しようとする親族が連帯保証人になることはできません。入居手続き時に、請書、連帯保証人の印鑑証明、所得を証明する書類が必要です。
なお、連帯保証人に外国人を設定する場合は、出入国管理及び難民認定法による永住許可を受けた方、または特別永住者として永住する資格を得た方に限られ、資格を証明する公的な書類が必要となります。
2. 入居保証金
入居手続き時に保証金として入居時の住宅使用料の3ヶ月分を納入していただきます。

【入居に際してのご注意】

市営住宅は集合住宅ですので、入居者全員で共同施設の維持管理に努めるとともに、他の入居者の生活妨害となるような迷惑行為は慎んでください。

1. 共同施設の環境美化
団地内の清掃・草刈などは、入居者みなさんの義務です。また、敷地内に物置、車庫、畑などを作って占有することは絶対にやめましょう。
2. 共益費の支払い
団地内の外灯・階段灯等の電気代、揚水ポンプ・エレベーターの動力費、汚水等の処理費、テレビ共聴施設等の共益費は別途入居者の負担となります。
3. 動物の飼育
犬猫など動物の飼育は絶対にやめてください。犬・猫などの鳴き声、糞尿、抜け毛、悪臭・危害を加えられる恐れは、他の入居者にとって大変迷惑なものです。
手放すことができない場合は、動物飼育ができる住宅へ転居してください。ハトや野良猫などへ餌を与えることも同様です。
4. 生活騒音
コンクリート製の市営住宅では、思いのほか生活音が響きます。特に、寝静まった夜間では周辺や階下の住戸に音が響きますので、テレビ、洗濯音、ドアの開閉には細心の配慮をしてください。
騒音で迷惑を感じたら、まず相手方に直接伝え、理解を求めましょう。万が一、苦情を寄せられた場合は感情的にならず、謙虚に相手の話を聞きましょう。
5. 不法駐車
団地内では、市営駐車場以外での駐車・保管は固く禁止します。団地内の空きスペースや通路への違法駐車は、緊急車両等の通行の妨げとなり消火活動や救命救助活動に支障がありますので絶対に駐車しないでください。
6. 団地自治会への加入
団地自治会へは積極的に参加してください。また、自治会のいろいろな「きまり」を守ってください。

【受付窓口】

- * ご希望の団地がある区役所の市営住宅相談コーナーでお申し込みを受け付けます。
- | | | | |
|--------|------------|-------------|-----------|
| 門司区役所 | 市営住宅相談コーナー | 電話(331)1881 | 内線671・672 |
| 小倉北区役所 | 市営住宅相談コーナー | 電話(582)3488 | (直通) |
| 若松区役所 | 市営住宅相談コーナー | 電話(761)5321 | 内線671・672 |
| 八幡東区役所 | 市営住宅相談コーナー | 電話(671)0801 | 内線671・672 |
| 八幡西区役所 | 市営住宅相談コーナー | 電話(642)1441 | 内線671・672 |

【募集対象団地】

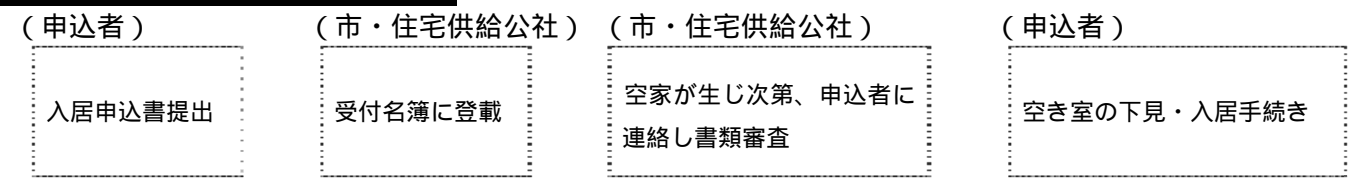
| 所在区 | 団地名 | 間取り | 単身入居 | 参考使用料 (最低ランク) | 住所 |
|------|-------|--|------|-------------------|-----------------------------|
| 門司区 | 田野浦第二 | 6・6・4.5・DK(5) | 可 | 16,600 ~19,200 | 田野浦二丁目12番 (一部 大字田野浦944番) |
| | 永黒第一 | 6・4.5・(1.5)・DK(3.5) 6・4.5・(2.5)・DK(4.5) | 可 | 10,900 ~12,300 | 永黒一丁目4番 |
| | 永黒第一A | 6・4.5・(2)・DK(4.5) | | 9,900 ~11,400 | |
| 小倉北区 | 泉台 | 6・6・4.5・DK(5) | 不可 | 17,400 ~19,000 | 泉台二丁目12番~14番 |
| 若松区 | 大池 | 6・4.5・(1.5)・DK(3.5) 6・4.5・(2.5)・DK(4.5) | 可 | 9,800 ~12,100 | 宮丸一丁目19・21・22番 |
| 八幡東区 | 勝山 | 6・4.5・(1.5)・DK(3.5) | 可 | 10,400 ~11,800 | 勝山二丁目7番 |
| 八幡西区 | 馬場山 | 6・6・4.5・DK(6) 6・6・6・DK(6) | 不可 | 18,600 ~20,700 | 馬場山東三丁目13~15番 |

- * 全団地5階建てエレベータ無し
- * ここに掲載された団地は、空きが発生していない場合もあります。その場合は、空き家が発生次第、お申込みをいただいた受付先着順にご案内いたします。
- * 永黒第一A団地につきましては改良住宅のため、他の団地と収入要件が異なります。

【受付期間(あつ旋期限)】

平成23年8月29日 ~ 平成24年3月30日
 ご希望の団地がある区役所の市営住宅相談コーナーで先着順で入居受付を行います。
 (ただし、8:30~8:45までの間に申込みに来られた方が重複した場合は、8:45から抽選を行い先着順位を決定します。)
 * 一世帯一団地のみの受付とします。
 * 平成24年3月30日までに住戸のあつ旋に到らなかった場合は失効となります。

【申込からあつ旋までの主な流れ】



【申込資格】*申込時点で下記1～5の全てを満たす必要があります。

1. 現住所・勤務場所

申込者本人が、日本国籍を有し、北九州市内に住所または勤務場所がある方。または、北九州市内で外国人登録を受けている方で、外国人登録原票記載事項証明書の在留期間が6ヶ月以上ある方。この場合、在留の資格は問いません。

2. 暴力団員でないこと

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団の構成員をいいます。市において、暴力団員該当の有無を警察へ照会したうえで入居の決定を行います。

3. 世帯構成

(1) 一般世帯

原則として夫婦（下記の内縁関係、婚姻予定の場合も含む）または親子を主体とした世帯構成であって、現に同居しているか、または同居しようとする親族である方。

夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申し込みや、他の扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。

ただし、配偶者からの暴力被害者で下記の要件に該当する方であって関係機関からの証明書を提出できる方は、例外として、戸籍上の配偶者の有無は問いません。

* 内縁関係とは・・・

双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票の続柄欄に「妻（未届）」または「夫（未届）」の記載がある方に限ります。

* 婚姻予定とは・・・

申込日には入籍事実はなくとも3ヶ月以内に入籍し、その証明となるものを後日速やかに提出できる方に限ります。違反した場合は、退去していただきます。

* 配偶者からの暴力被害者とは・・・

配偶者からの暴力を受け、下記のいずれかの項目に該当し、関係機関からの証明書が発行される方に限ります。なお、戸籍上の配偶者がいる場合は、離婚の意思がある旨の申立書の提出が必要です。

婦人相談所において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護、又は婦人保護施設において同法第5条の規定による保護を受けている方もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方（一時保護委託を含む。）

DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

配偶者からの暴力を理由として母子生活支援施設に入所している方、または退所した日から起算して5年を経過していない方。ただし、単身者を除きます。

(2) 単身者

次のいずれかに該当する単身の方。

ただし、戸籍上配偶者のある方や同居親族がありながら不自然に親族と別居しての申し込みはできません。書類審査時に、戸籍全部事項証明書が必要となります。

ただし、配偶者からの暴力被害者については、上記と同様の取り扱いとなります。

* 満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方

* 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方

* 療育手帳の交付を受けているA1～A3、B1・B2の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）

* 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1～3級（または、医師がそれに相当する程度と証明）の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支

援体制について関係機関からの証明が必要となります。）

その他「北九州市営住宅申込資格案内書」3ページ単身者の項に規定する方とします。

4. 収入要件

一定の収入を超える世帯は入居できません。金額の上限は公営住宅及び改良住宅の各々に定められています。また、障害者世帯などは裁量階層とし、条件の緩和が図られています。

| | 公 営 住 宅 | 改 良 住 宅 (永黒第一1棟及び3～5棟のみ) |
|----------------------|--------------------|-----------------------------|
| 一般世帯 (原則階層) | 認定月額 158,000円以下 | 認定月額 114,000円以下 |
| 高齢者・障害者世帯等 (裁量階層) | 認定月額 214,000円以下 | 認定月額 139,000円以下 |

* 認定月額とは・・・

認定月額とは、「北九州市営住宅申込資格案内書」15～21ページに記載の方法で算出した額となります。世帯構成により、実際の所得から一定の控除額を減額されることがあります。

* 裁量階層とは・・・

裁量階層とは、下記のいずれかに該当する世帯です。一般世帯に比べて認定月額の上限が緩和されます。

申込者が満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方。同居しようとする親族がある場合は、その親族が満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方及び満18歳未満の方のみの場合

申込者または同居しようとする親族が下記の手帳の交付、認定を受けている世帯

・身体障害者手帳の1～4級

・療育手帳のA1～A3、B1

・精神障害者保健福祉手帳の1・2級（または、医師がそれに相当する程度と証明）

・戦傷病者手帳（交付を受けた方の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症）

・ハンセン病療養所入所者がいる場合。（ただし、該当する方は、別途証明書を提出してください）

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定の厚生労働大臣認定

申込者または同居しようとする親族に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる場合

同居者に小学校就学前の子どもがいる場合

5. 住宅に困っていること

現在、住宅に困っていることが明らかな方で、下記のいずれかに該当することが必要です。現在、市営住宅に居住している方も、このいずれかに該当する場合は申し込むことができます。ただし、市営住宅使用料等の未納がないこと、また、新たな市営住宅に入居する時点で、従前の住居の明け渡しと住宅使用料及び退去跡修繕費の完納が条件となります。

・家族と別居している

・通勤に不便

・住宅が狭い

・収入に比べて家賃が高い

・立ち退き要求を受けている

・婚約中で住宅がない

・住宅以外の建物に住んでいる

・他の世帯と同居している

・その他、現に住宅に困っていることが明らかな場合

* 持ち家について

原則として申込者及び同居者が持ち家を所有、共有する場合は、市営住宅に申し込むことができません。ただし、競売開始決定や売買契約成立の証明等により申し込むことができる場合がありますので、詳細は申し込み窓口でお尋ねください。